

2 大畑小学校いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義といじめ防止等の対策に関する基本理念

ア いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極める。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間やグループ等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については適切な対応を行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

イ いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じる。

- (ア) いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
 - (イ) いじめ問題への取組に当たっては、学校全体で組織的な取組を進め、いじめの未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、全ての教職員が日々実践すること。
 - (ウ) いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応に当たり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行わない。
- (2) いじめ防止等の対策のための推進体制
- ア 大畑小学校いじめ防止対策委員会

(目的)

第1条 学校いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）は、人吉市教育委員会のいじめ防止に向けた支援体制づくりの一環として設置し、大畑小学校におけるいじめの把握やいじめの緊急対応に期する。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) いじめ発見のための調査実施に関すること。
- (2) いじめに関する関係機関との連携に関すること。
- (3) いじめに関する保護者会への対応に関すること。
- (4) いじめ事案対応の指導方針及び指導方法等に関すること。
- (5) その他いじめ問題に関すること。

(構成員)

第3条 委員会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学校運営協議会代表
- (2) P T A会長
- (3) 大畑小学校職員（管理職、教務主任、生徒指導担当兼情報集約担当者、人権教育担当、養護教諭等）

(会長)

第4条 委員会に会長一人を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は委員会の会務を総理し、学校からの要請を受け委員会を招集する。

(会議)

第5条 定例会は学校職員で行い、いじめ事案発生時は全委員を招集し緊急開催とする。

(秘密の保持)

第6条 会議及びその活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項については、他に漏らしてはならない。

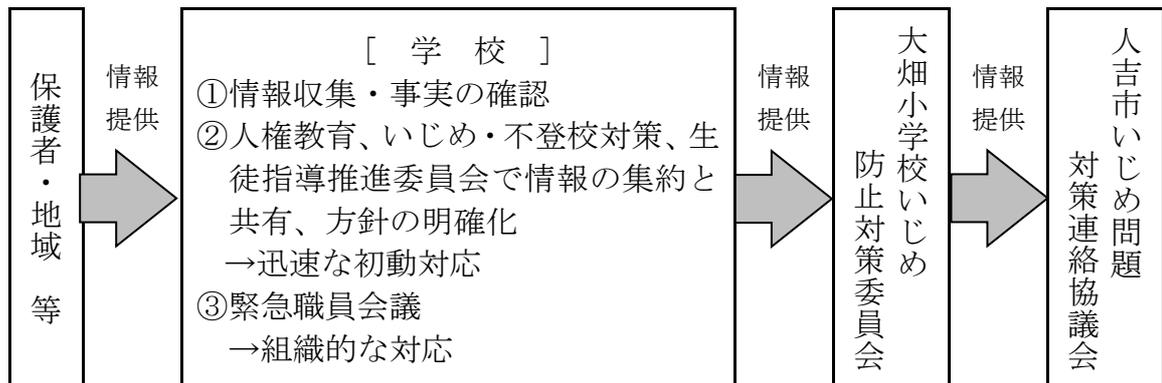
(事務局)

第7条 委員会の庶務は、人吉市立大畑小学校において処理する。

(その他)

第8条 第3条に掲げる構成員の他、必要に応じて人吉市いじめ問題対策連絡協議会、心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者等、外部の専門家の出席を要請することができる。

イ 大畑小学校いじめ防止対策支援システム



ウ いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

また、教職員一人一人の言動が、児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。特に、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。

(ア) 互いに「認め合い、支え合い、助け合う」集団づくりのために

a 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学校行事

児童一人一人が「認められた」という自己肯定感を持てるように、各教科・領域等を通して、互いの違いを認め合える学校・学級をめざすとともに、教職員が児童に温かい声かけを行うよう心がける。

b 児童の主体的な参加による活動

自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取り、「心の居場所」となるように、教育活動において、特別活動の自発的・自治的活動等、児童の主体的な活動を取り入れる。

- c 基本的な学習態度の育成
規律正しく活動できるように、「大畑っ子育ての羅針盤」にしたがって基本的な学習態度の育成を図る。
- d 分かる授業の展開
教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を大切にし、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。
- e 系統的な情報モラル教育の推進
インターネットを使う上でのマナーやモラルに関する系統的な指導を行い、正しく情報を発信したり得たりすることができるように努める。

(イ) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

- a 人権教育の充実
いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させるとともに、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- b 道徳教育の充実
いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。
道徳科の授業では、児童が、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」等に触れ、自分自身の生活や行動を省みる機会とするために、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱う。
- c 体験活動の充実
他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、児童が生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気付き、発見し、体得できるように、活動のねらいを踏まえ発達段階に応じた体験活動を展開する。
- d 『命を大切に作る心』を育む指導プログラム』の年間指導計画にそった実践
- e 児童会によるいじめ根絶に向けた「スローガン」の作成
児童自らが「いじめのない学校」にするために、児童会でいじめ根絶に向けたスローガンを作成し、6月の人権集会で発表する。

エ いじめの早期発見

(ア) 教職員のいじめに気付く力を高める

- a 児童の立場に立つ
人権を守り人権を尊重した教育活動を行うために、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢をもつ。
- b 共感的に理解する
児童の心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めるために、児童の気持ちを受け入れ、共感的に行動・価値観を理解しようとする態度や姿勢をもつ。

(イ) 早期発見の手立て

a 心のアンケート調査

毎月1回月末に、全学年において学級担任が学級の児童全員に心のアンケート調査を実施し、必要に応じて学級担任や生徒指導主任、養護教諭等が教育相談を行う。情報集約は、生徒指導主任が行う。

b 心と体の教育相談

各学期（5月・9月・1月）1回、担任が全ての児童を対象とした心と体の教育相談を実施する。

c 日々の観察

「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童と過ごす機会を積極的に設ける。

d 連絡帳や生活ノート等の活用

学級担任が、児童・保護者と信頼関係を構築するために、連絡帳や生活ノート等を通して、日頃から相談できる環境をつくる。

e 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」「いじめのサイン発見シート」の活用

4月実施の懇談会において、「いじめのサイン発見シート」を配付して保護者への啓発を行う。心のきずなを深める月間（6月）及び人権旬間（12月）に、保護者に対して「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を配付して調査を行い、家庭からいじめに関する情報を収集する。

f 人権教育、いじめ・不登校対策、生徒指導推進委員会の開催

(a) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、道徳推進教師

※ 協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

※ 生徒指導主任と教頭が情報の集約等に係る業務（情報集約担当者）を担う。

(b) 活動内容（いじめ問題に関して）

① いじめの早期発見に関すること

② いじめの疑いがある事案への対応に関すること。

③ その他、いじめ防止に関すること。

(c) 会議

月1回を定例会とし、いじめが疑われる事案がある場合は緊急に開催する。

オ いじめに対する措置

(ア) いじめを認知した場合の対応

a 被害児童に対して

- ・ 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

b 被害児童の保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で児童の変化について注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

c 加害児童に対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

d 加害児童の保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、事実関係を理解していただく。また、被害者やその保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。
- ・ 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考える。

e 周りの児童に対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者からいじめを抑止できる児童への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を学級・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料を基にいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

f 継続した指導

- ・ 連絡帳や生活ノート、教育相談等を通して積極的に関わり、その後の状況の把握に努める。
- ・ 被害者の良さを見つけ、認め・褒めるなど肯定的に関わり、自信を取り戻せるようにする。
- ・ 被害児童及び加害児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに努める。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

- ・ いじめに関して学校が把握した情報の記録（重大事態の調査を行う主体が実施した調査記録、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録を含む。）は、当該児童生徒の卒業後少なくとも5年間保存する。

※ 学校が定期的に行っているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。なお、教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する可能性があることにも留意すること。

※ 記録の廃棄については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月、文部科学省）に則して、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと。また、個々の記録の保存については、当該いじめ事案への対応状況及び被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することもできること。

g 教育委員会との連携

いじめを認知した場合は、速やかに人吉市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言を受けたり、連携して取り組んだりする。

h 出席停止について

いじめを繰り返している児童に対しては、指導の効果が上がらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する（学校教育法第35条）。

(イ) ネット上のいじめへの対応

a ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

b 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。

(a) P T A懇談会等で伝えたいこと

- ・ 児童のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン等特有のトラブルにつながるという認識を持つこと。
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。
- ・ 家庭では、メールを見たときの表情の変化等、トラブルに巻き込まれた際に見せる小さな変化に気付いたら躊躇なく問いかけ、学校へ相談すること。

- (b) 情報モラルに関する指導のポイント
- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
 - ・ 匿名でも、書き込みをした人は特定できること。
 - ・ 違法情報や有害情報が含まれていること。
 - ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害などの別の犯罪につながる可能性があること。
 - ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- c 早期発見・早期対応のために
- (a) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
- ・ 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む。
 - ・ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、警察等の専門機関と連携して取り組む。
- (b) 書き込みや画像の削除
- 被害の拡大を防ぐために教育委員会に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う（学校非公式サイトの削除も同様）。
- ※ 指導のポイント
- ・ 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
 - ・ 匿名での書き込みも、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
 - ・ 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。
- (c) チェーンメールの対応
- ※ 指導のポイント
- ・ チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
 - ・ 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容によっては、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

カ いじめの解消

いじめ解消の判断は、以下の二つの要件を満たしていることを前提に、校内委員会における協議を経て校長が行う。

- (ア) いじめに係る行為が止んでいること
- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上続いていること。
 - b いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定するものとする。
- (イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

キ 重大事態への対応

(ア) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※1 第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な損害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

※2 第二号の「相当の期間」とは

年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席した場合は年間30日の目安に関わらず、迅速に調査する。

(イ) 被害児童の保護・ケア

- ・ 被害の児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護
- ・ スクールカウンセラーによるケア
- ・ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
- ・ 人吉市教育支援センター「かがやき教室」への通級等の実施

(ウ) 加害児童への働きかけ

- ・ 別室での学習の実施
- ・ 懲戒や出席停止
- ・ 警察への相談・通報（いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合）
- ・ 加害の児童とその保護者に対するケア

ク 評価

いじめ問題への取組について、学期ごとに教職員の自己評価を行うとともに、年度末には保護者を対象とした調査結果や学校運営協議会の評価結果から全教職員で改善策を検討し、課題を克服するための実践へとつなげる。必要に応じて、大畑小学校いじめ防止基本方針の見直しも行う。